

改正健康増進法（受動喫煙防止対策）に対する取組みについて

プロバグループは、2020年4月1日(水)に全面施行される改正健康増進法に伴う「原則屋内禁煙」について、店内分煙もしくは店内禁煙とさせていただきます、お客様に安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。

対象となるのは、株式会社プロバ 16 店舗、株式会社プロバ島根 6 店舗、株式会社プロボックス 9 店舗の合計 31 店舗です。中でも、プロバ呉店、フィエラ・ディ・プロバ アンジェロ店・レオーネ店、カンタミア店では、これまでのリニューアルを機に、すでに分煙への取組みをスタートさせており、これらの店舗をモデル店舗として、2020年4月1日(水)からは対象となる全店舗で店内分煙・店内禁煙の取組みを実施してまいります。

私どもプロバグループでは、今後もお客様に快適に過ごしていただける店舗作りを目指してまいります。



(株式会社プロバ・株式会社プロバ島根の店内分煙店舗 POP)

株式会社プロバホールディングス 総務部 広報販促課

〒731-0141 広島県広島市安佐南区相田 1 丁目 1 番 33 号 3 階 TEL : 082-831-2608 FAX : 082-870-3196

プロバグループホームページ <http://www.provanet.co.jp/>